

指定障害福祉サービス等事業者の皆様へ

令和 8 年度愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金 申請のご案内

この支援金は、食材費高騰により障害福祉サービス等施設・事業所の経営環境が一段と厳しさを増していることに対応するため、施設・事業所における食材費に対して支援を行うものです。以下に支援金の対象となる要件、申請方法をまとめましたので、申請時の参考にしてください。

《要 点》

- ① 交付の対象は公立公営及び基準該当を除く指定障害福祉サービス等事業者です。
(詳細は「2 交付額」参照)
- ② 通所系サービスと入所施設を一体的に行っている場合、通所系サービスか入所施設か、申請者が申請するサービスを任意で選択できます。

1 交付の要件

以下の(1)及び(2)両方の要件を満たしていることが必要になります。

- (1) 愛知県内(指定都市・中核市・大府市を含む。)に所在する障害福祉サービス等施設・事業所(国、都道府県又は市町村が運営する事業又は施設を除く。)を運営する法人であること。
- (2) 基準日である令和 8 年 6 月 1 日時点において、自らが施設等の食材費を負担し利用者の入所または通所サービス含むサービスの提供を実施していること。

2 交付の基準となる定員

基準日である令和 8 年 6 月 1 日時点の定員数となります。

2 交付額

サービス種別ごとの支援金の額は以下のとおり。

	サービス種別	食材費支給額
入所系	共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所（空床型を除く）、障害者支援施設、自立訓練（生活訓練）のうち宿泊型自立訓練	施設等 1 定員あたり 4,500 円
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	施設等 1 定員あたり 1,500 円

- サービス提供に係る食材費につき法人において負担しているものに限る。

《以下の場合には申請できません》

食材費を利用者が全額負担している場合（法人の持ち出しが無い場合）

3 申請書の作成・送付方法

以下の専用 WEB サイトから電子申請してください。

※申請は法人単位です。複数の事業所を運営されている法人において、事業所単位で申請しないようお願い致します。

【専用 WEB サイト】

<https://5650eb2d.form.kintoneapp.com/public/bf14f55af4e263efad38dd56d6d1026ea10ac0cca64db8101205024997bc2a87>

4 受付期間

申請受付期間	支払予定日（※）
9 月 7 日（月）～10 月 2 日（金）	11 月 12 日（木）
10 月 3 日（土）～10 月 23 日（金）	12 月 3 日（木）
10 月 24 日（土）～11 月 6 日（金）	12 月 17 日（木）

（※）審査状況によって変更となる場合がございます。

5. 交付決定及び支払い

申請書内容を最終的に県が確認※の上、電子申請システムに入力された支払先口座宛へ振込みをします。（※不備等による申請書の再提出があり得る。）

なお、交付決定に係る通知は、支払先口座あて振込みをもって行うこととします。

6. 証拠書類の保管

支援金に係る食材費支払等に関する証拠書類（領収書等）は、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管すること。

県監査指導室による実地指導等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、支援金の返還等の指導がされる場合があるため、不備のないよう証拠書類を保管すること。

7. その他

交付決定時点（支援金入金日）に施設・事業所が廃止されている場合には、交付を受けることはできません。

8 問い合わせ先

提出方法や書類の書き方などでご不明な点等がある場合は、下記の専用窓口までお問い合わせください。（愛知県障害福祉課では受付しておりません）

愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金（障害福祉区分）事務局

電 話 050-3669-2266

メー ル aichi-shogai-bukkakoto@his-world.com

（質問等の場合は、件名を「食材費高騰対策支援金（障害福祉区分）について」としてください。）